

計画の性格

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

計画の期間

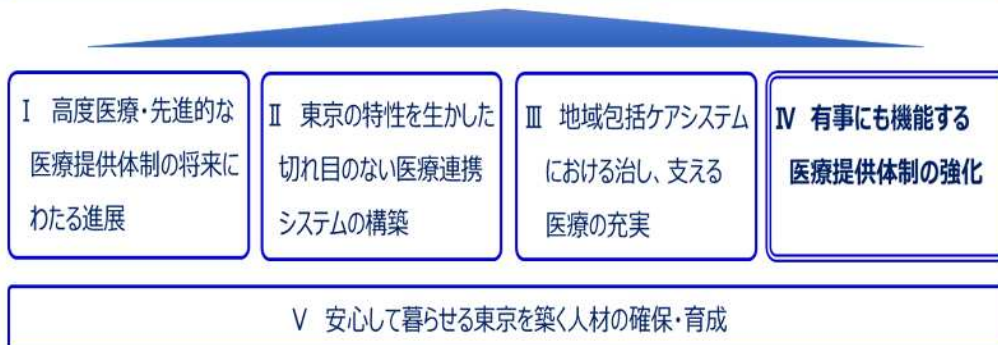
- 令和6年度から令和11年度までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し。）

計画の基本理念

- 現行計画の基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」及び4つの基本目標に、新型コロナや近年の災害の経験を踏まえ「有事*にも機能する医療提供体制の強化」を追加

*本計画において、有事とは、新興感染症発生・まん延時や大規模災害等を指すものとする。

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」



改定の視点

視点1 基本目標達成に向けた5疾病・5事業*等の取組を深化・推進

- ◇ 進展する高齢化等に伴う、
 - ・医療ニーズの質・量の変化に対応できる医療提供体制の確保
 - ・医療機能の分化・連携の更なる取組の推進 等
- ◇ 切れ目のない連携の推進、ライフステージに応じた支援の充実、医療人材の確保・勤務環境改善
- ◇ 新型コロナ感染症や大規模化・激甚化する災害等を踏まえた医療提供継続・維持のための対策
- ◇ 医療DXの推進、疾病・事業の特性に合ったデジタル化の推進やオンライン診療の活用等

*5疾病：がん、循環器病（脳卒中・心血管疾患）、糖尿病、精神疾患
5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

視点2 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目として追加

- ◇ 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
- ◇ 「感染症予防計画」の改定内容を反映

視点3 医師確保計画、外来医療計画の一体化

- ◇ 医療法に基づき令和2年3月策定した「医師確保計画」、「外来医療計画」を保健医療計画に一体化

視点4 福祉施策と保健医療施策の一体的推進

- ◇ 福祉局と保健医療局が所管する関連計画間での整合性の確保
 - ・「高齢者保健福祉計画」、「がん対策推進計画」等の改定内容を反映

第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

- 第1章 計画の考え方
- 第2章 保健医療の変遷
- 第3章 東京の保健医療をめぐる現状
- 第4章 地域医療構想
- 第5章 保健医療圏と基準病床数
- 第6章 計画の推進体制

第2部 計画の進め方

第1章 健康づくりと保健医療体制の充実

- 第1節 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進
- 第2節 医療DXの推進
- 第3節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 第4節 生涯を通じた健康づくりの推進
 - 1 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）
 - 健康的な食生活等に対する普及啓発等
 - 未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策
 - 2 母子保健・子供家庭福祉
 - 3 青少年期の対策
 - 4 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防
 - 5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防
 - 6 こころの健康づくり
 - 7 ひきこもり支援の取組
 - 8 自殺対策の取組
- 第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保

第6節 切れ目のない保健医療体制の推進

1 がん

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 患者本位で持続可能ながん医療の提供を推進

2 循環器病（脳卒中・心血管疾患）

- 循環器病の予防につながる生活習慣や健診受診の必要性などに関する都民の理解促進
- 救急現場から急性期の専門的治療が可能な医療機関への適切な搬送、受入体制の整備
- 急性期から維持期に至るまで切れ目なく適切な医療を提供
- 患者やその家族に対する支援を充実

3 糖尿病

- 糖尿病に関する正しい知識等の効果的な普及啓発の促進
- 糖尿病の予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進

4 精神疾患

- 地域で安心して暮らせる体制づくりを推進
- 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくりを推進
- 多様な精神疾患に早期に専門医療につなげるための取組を推進
- 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

5 認知症

- 認知症の人が居住する地域にかかわらず等しく、その状況に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築

6 救急医療

- 保健・医療・介護関係者の連携の下、高齢者が迅速・適切に救急医療を受けられる体制の確保
- 救急相談体制の充実を図り、救急車の適時・適切な利用を推進

7 災害医療

- 災害発生時に、災害拠点病院等が医療機能を継続できる取組の推進
- 各機関が円滑に連携するため医療救護に関する情報連絡体制を充実
- 災害医療派遣チーム「東京DMAT」の体制強化

8 新興感染症発生・まん延時の医療

- 通常医療との両立を図りながらの入院医療体制の確保
- 機動的な臨時の医療施設の設置や症状に応じた円滑な入院調整体制の整備
- 通常医療と新興感染症医療を担う医療機関の円滑な連携体制の整備
- 自宅療養者等に医療提供する医療機関や軽症者向け宿泊療養施設の確保

9 へき地医療

- 医療従事者の安定的な確保やへき地医療の普及・啓発活動の支援
- へき地勤務医師の診療活動や診療施設・設備等の診療基盤の整備への支援

10 周産期医療

- 安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進
- 母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応強化やNICU等長期入院児に対する在宅移行支援の充実強化
- 災害時や新興感染症発生時にも医療を迅速に受けられる周産期医療体制を確保

11 小児医療

- こども救命センターと地域の関係機関との連携促進など迅速かつ適切な救命処置から円滑な転退院まで患者・家族への支援
- 小児医療を担う人材の育成や、小児等在宅医療の提供体制の整備
- 医療機関情報の提供・子供の事故防止等の普及啓発事業を推進

12 在宅療養

- 入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した入退院支援の取組の推進
- 在宅療養に関わる人材の確保・育成に向けた取組の推進

13 リハビリテーション医療

- 切れ目なく一貫したリハビリテーションを受けられる支援

14 外国人患者への医療

- 外国人患者受入れ医療機関の整備
- 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

第7節 歯科保健医療

第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策

- 1 難病患者支援対策
- 2 原爆被爆者援護対策
- 3 ウイルス肝炎対策
- 4 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策

第9節 医療安全の確保等

第10節 医療費適正化

第2章 高齢者及び障害者施策の充実

第1節 高齢者保健福祉施策

第2節 障害者施策

第3章 健康危機管理体制の充実

第1節 健康危機管理の推進

第2節 感染症対策

第3節 医薬品等の安全確保

第4節 食品の安全確保

第5節 アレルギー疾患対策

第6節 環境保健対策

第7節 生活衛生対策

第8節 動物愛護と管理

第4章 計画の推進主体の役割

第1節 行政の果たすべき役割

- 1 区市町村・東京都・国の役割
- 2 保健所の役割
- 3 東京都の試験研究機関の役割

第2節 医療提供施設の果たすべき役割等

- 1 医療機能の分化・連携の方向性
- 2 果たすべき役割

第3節 保険者の果たすべき役割

第4節 都民の果たすべき役割